

1 公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の概要

(1) 東部大阪都市計画道路の変更

都市計画道路 3・1・227-1 号大阪中央環状線は、東大阪市域を縦断する、広域幹線道路の一部区間を構成する路線です。本路線は、近畿自動車道と阪神高速東大阪線が接続する東大阪ジャンクションを考慮した都市計画となっており、東大阪ジャンクションに必要な機能が確保されたことから、一部区域を廃止するものです。

また、都市計画道路 3・4・227-25 号大阪八尾線は、東大阪市域東部に位置し、大阪市域と JR おおさか東線長瀬駅とを結ぶ路線です。JR 長瀬駅前広場に連続する空間としての活用を目的とした柏田長瀬線との一体的な利用が見込めなくなったことから、一部区域を廃止するものです。

対象市名	名称	変更区域	変更内容
東大阪市	3・1・227-1 号 大阪中央環状線	東大阪市荒本北一丁目、荒本西四丁目、荒本西三丁目	一部区域の廃止
東大阪市	3・4・227-25 号 大阪八尾線	東大阪市長瀬町三丁目、柏田本町	一部区域の廃止

2 公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の掲示場所及び掲示期間

(1) 掲示場所

市役所	府庁	
東大阪市 都市計画室	大阪都市計画局計画推進室 計画調整課	八尾土木事務所 地域支援・企画課

(2) 掲示期間

令和 7 年 8 月 29 日（金曜日）から同年 9 月 12 日（金曜日）